

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性 Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応 (２) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。 ① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性（国際統一基準） その他 Tier 1 資本調達手段に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出、施行規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権又は新株予約権付社債の発行の届出、<u>同項第 22 号</u>に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ若しくは劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出又は<u>同項第 30 号</u>に規定する専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）による資本調達の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するた	Ⅲ－２ 財務の健全性等 Ⅲ－２－１ 自己資本の充実 Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性 Ⅲ－２－１－１－３ 監督手法・対応 (２) 資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本としての適格性の確認 自己資本の充実度の評価に関連して、以下の資本調達手段について、発行等の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認する。 ① その他 Tier 1 資本調達手段としての適格性（国際統一基準） その他 Tier 1 資本調達手段に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出、施行規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権又は新株予約権付社債の発行の届出、<u>同項第 32 号</u>に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ若しくは劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出又は<u>同項第 42 号</u>に規定する専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（以下「特別目的会社等」という。）による資本調達の届出があった場合等において、これがその他 Tier 1 資本調達手段として適格であるかについて確認するた

現行	改正案
めには、以下の点に留意するものとする。 イ. ～ホ. (略) ② Tier 2 資本調達手段としての適格性（国際統一基準） 銀行が発行する Tier 2 資本に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出、施行規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権又は新株予約権付社債の発行の届出、<u>同項第 22 号</u>に規定する劣後ローンによる借入れ若しくは劣後債の発行の届出又は<u>同項第 30 号</u>に規定する特別目的会社等による資本調達の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 イ. ～ホ. (略) ③ (略) (3) 銀行の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認 ① 施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する新株予約権付社債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 23 号</u>に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 24 号</u>に規定する自己の株式の取得に係る届出、<u>同項第 24 号の 2</u>に規定する取得条項付株式の取得に係る届出、<u>同項第 24 号の 3</u>に規定する全部取得条項付種類株式の	めには、以下の点に留意するものとする。 イ. ～ホ. (略) ② Tier 2 資本調達手段としての適格性（国際統一基準） 銀行が発行する Tier 2 資本に係る法第 53 条第 1 項第 4 号に規定する資本金の額の増額の届出、施行規則第 35 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権又は新株予約権付社債の発行の届出、<u>同項第 32 号</u>に規定する劣後ローンによる借入れ若しくは劣後債の発行の届出又は<u>同項第 42 号</u>に規定する特別目的会社等による資本調達の届出があった場合等において、これらが自己資本比率規制上の Tier 2 資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。 イ. ～ホ. (略) ③ (略) (3) 銀行の任意による償還等又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認 ① 施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2 に規定する新株予約権付社債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 33 号</u>に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 34 号</u>に規定する自己の株式の取得に係る届出、<u>同項第 35 号</u>に規定する取得条項付株式の取得に係る届出、<u>同項第 36 号</u>に規定する全部取得条項付種類株式の取得に係る

現行	改正案
取得に係る届出又は同項第 31 号に規定する特別目的会社等の発行する資本調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 ②～③ （略） （４）～（６） （略） Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理 Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点 （１）～（６） （略） （７）株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注 1・2）を管理しているか。 特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになるため、平成 25 年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。	る届出又は同項第 43 号に規定する特別目的会社等の発行する資本調達手段の期限前弁済若しくは期限前償還に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における期限前弁済若しくは期限前償還（期限のないものについての弁済又は償還を含む。）又は株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 ②～③ （略） （４）～（６） （略） Ⅲ－２－３ リスク管理 Ⅲ－２－３－２ 信用リスク管理 Ⅲ－２－３－２－１－２ 主な着眼点 （１）～（６） （略） （７）株式を取得・保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク（注 1・2）を管理しているか。 特に、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになるため、平成 25 年の銀行法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得・保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。

現行	改正案
① 法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号の 2 又は第 52 条の 23 第 1 項第 11 号の 2 に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる事業再生を行う会社）の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。 ② （略） （８）～（１２） （略） Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅲ－３－１－５ Ⅲ－３－１－５－２ 着眼点と監督手法・対応 （１）銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号（注 1）に定める届出（様式・参考資料編 様式 4－7－1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注 2）に関する資料の添付を求めることとする。	① 法第 16 条の 2 第 1 項第 13 号又は第 52 条の 23 第 1 項第 12 号に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」（いわゆる事業再生を行う会社）の株式を取得・保有する場合、事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。 ② （略） （８）～（１２） （略） Ⅲ－３ 業務の適切性等 Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅲ－３－１－５ Ⅲ－３－１－５－２ 着眼点と監督手法・対応 （１）銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第 53 条第 1 項第 4 号（注 1）に定める届出（様式・参考資料編 様式 4－7－1）を求めるとともに、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び金融商品取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注 2）に関する資料の添付を求めることとする。

現行	改正案
(注1) 負債性のその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段については、施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に定める届出 (注2) (略) (2) ~ (5) (略) IV 銀行持株会社 (新設)	(注1) 負債性のその他 Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段については、施行規則第 35 条第 1 項第 32 号に定める届出 (注2) (略) (2) ~ (5) (略) IV 銀行持株会社 <u>IV-5 認定銀行持株会社</u> (1) 認定の基準 施行規則第 34 条の 19 の 9 第 2 項第 2 号に規定する「当該銀行持株会社及びその子会社の集団における業務の適正を確保するための体制が適切に整備されていること。」という要件については、モニタリング等を通じて把握している事項等を幅広く考慮のうえ、銀行持株会社において、銀行持株会社グループ内の業務に対する実質的な内部統制体制の整備が図られているかを検討すべきことに留意する。 (2) 認定基準に適合しなくなったときの対応 認定基準に適合しなくなったときには、法第 52 条の 34 の 2 第 1 項に基づき認定の取り消しが可能であるが、同項は、取り消しのみならず、期限を示したうえで基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令ができる旨も規定している。 この点、認定を取り消すか、それとも基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命令するかについては、個別具体的に認定基準に適合しなくなった事由を考慮する必要がある

現行	改正案
IV－5 事務処理上の留意点 同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀行持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることに留意する。 ① 法第53条第1項第2号、同条第3項第3号 ② 法第53条第1項第3号、同条第3項第4号 ③ 施行規則第35条第1項第8号、同条第3項第5号 ④ 施行規則第35条第1項第10号、<u>同条第3項第6号</u> (新設) ⑤ 施行規則第35条第1項第11号、<u>同条第3項第7号</u> ⑥ 施行規則第35条第1項第12号、同条第3項第8号 ⑦ 施行規則第35条第1項第13号、<u>同条第3項第9号</u> ⑧ 施行規則第35条第1項第14号、同条第3項第10号 ⑨ 施行規則第35条第1項第15号、同条第3項第11号 ⑩ 施行規則第35条第1項第16号、<u>同条第3項第12号</u> (新設) (新設)	が、例えば、救済目的で銀行を買収したことにより、認定基準に適合しなくなった場合には、直ちに認定を取り消す必要はないことに留意する。 IV－6 事務処理上の留意点 同一の事項に関して、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、銀行及び銀行持株会社の連名により、1つの届出書として提出することが可能であることに留意する。 ① 法第53条第1項第2号、同条第3項第3号 ② 法第53条第1項第3号、同条第3項第4号 ③ 施行規則第35条第1項第8号、同条第3項第5号 ④ 施行規則第35条第1項第12号、<u>同条第3項第9号</u> ⑤ 施行規則第35条第1項第15号、同条第3項第12号 ⑥ 施行規則第35条第1項第16号、同条第3項第13号 ⑦ 施行規則第35条第1項第17号、<u>同条第3項第14号</u> (削除) ⑧ 施行規則第35条第1項第18号、<u>同条第3項第15号</u> (削除) (削除) ⑨ 施行規則第35条第1項第19号、<u>同条第3項第16号</u> ⑩ 施行規則第35条第1項第20号、同条第3項第17号 ⑪ 施行規則第35条第1項第21号、同条第3項第18号

現行	改正案
V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V-1 基本的な考え方 (1) (略) (2) 銀行グループの範囲 銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準（注）と整合的な取扱いとすることとされている。 （注）連結財務諸表を指定国際会計基準等（<u>銀行法施行規則</u>第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、銀行グループの範囲についても指定国際会計基準等と整合的な取扱いとする。 (3) (略) V-2 アームズ・レングス・ルール アームズ・レングス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。 (1) 銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合	V 銀行グループに対する連結ベースの監督等 V-1 基本的な考え方 (1) (略) (2) 銀行グループの範囲 銀行持株会社、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが銀行へ波及していくことに着目すれば、銀行グループのリスク管理という事前予防的な行為の性格から、リスクの波及を保守的にとらえ、実質的な関係に着目してグループの範囲を定めることが適当である。こうした考え方に立って、銀行グループの範囲は、銀行持株会社又は銀行の企業会計上の連結基準（注）と整合的な取扱いとすることとされている。 （注）連結財務諸表を指定国際会計基準等（<u>施行規則</u>第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、銀行グループの範囲についても指定国際会計基準等と整合的な取扱いとする。 (3) (略) V-2 アームズ・レングス・ルール アームズ・レングス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。 (1) 銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合

現行	改正案
に、アームズ・レンジス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。 例えば、以下のような取引又は行為は、<u>銀行法施行規則</u>第 14 条の 10 又は第 14 条の 11 に規定する取引又は行為に該当する可能性があることから、かかる取引又は行為を行うにあたっては、法第 13 条の 2 ただし書及び施行規則第 14 条の 8 に基づく内閣総理大臣の承認の必要性を検討しているか。 ①～④ （略） （２） （略） V－３ 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V－３－２ 「その他の付随業務」等の取扱い （新設）	に、アームズ・レンジス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。 例えば、以下のような取引又は行為は、<u>施行規則</u>第 14 条の 10 又は第 14 条の 11 に規定する取引又は行為に該当する可能性があることから、かかる取引又は行為を行うにあたっては、法第 13 条の 2 ただし書及び施行規則第 14 条の 8 に基づく内閣総理大臣の承認の必要性を検討しているか。 ①～④ （略） （２） （略） V－３ 銀行及びグループ会社の業務範囲等 V－３－２ <u>法第 10 条第 2 項の業務の取扱い</u> <u>V－３－２－１</u> 地域活性化等業務における留意点等 （１）銀行が行うことができる法第 10 条第 2 項第 21 号の業務（以下「地域活性化等業務」という。）は、施行規則第 13 条の 2 の 5 各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「銀行の保有する当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。 デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を銀行の業務範囲に追加した点に鑑み

現行	改正案
(新設) 銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 (1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。	れば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。 そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなければならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。 (2) 銀行が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第 13 条の 2 の 5 第 2 号の業務については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。 <u>V-3-2-2 「その他の付随業務」等の取扱い</u> 銀行が法第 10 条第 2 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。 (1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&Aに関する業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。 <u>また、個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業</u>

現行	改正案
<u>(注1)</u> これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスをを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。 <u>(注2)</u> 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。 <u>(注3)</u> 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。 なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。 ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注) <u>個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</u>	<u>務」に含まれる。</u> (削除) (削除) <u>(注)</u> 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。 なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。 ① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注) <u>個人(事業を行う場合におけるものを除く。)</u> に対して<u>行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われている</u>

現行	改正案
②・③ (略) (2)～(4) (略) V-3-3 子会社等の業務範囲 銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の4第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第16条の2第1項第1号から第6号までに掲げる会社、同項第11号及び第12号の2から第13号までに掲げる会社（同項第12号の2に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。	か。 ②・③ (略) (2)～(4) (略) V-3-3 子会社等の業務範囲 銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）、及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。 なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。 （注1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の4第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第16条の2第1項第1号から第6号までに掲げる会社、同項第11号及び第13号、第15号及び第16号に掲げる会社（同項第13号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、当該銀行が子会社としている特例持株会社（法第16条の2第6項第1号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第16条の4第8項に規定す

現行	改正案
なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、特定出資会社については施行規則第 35 条第 1 項第 12 号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第 14 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。 （注 2）・（注 3） （略） （新設） V－3－3－1 子会社等の業務の範囲 （1）銀行の子会社が営む従属業務（法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅲ－3－3－4 等に沿って適切な対応を行っているか。 （注）従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうか	る特例対象会社をいう。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。 なお、子会社等に関する届出（子会社については法第 53 条第 1 項第 2 号の届出、特定出資会社については施行規則第 35 条第 1 項第 17 号の届出、子法人等又は関連法人等については同項第 15 号の届出をいう。）の受理に当たっては、当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定書等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する。 （注 2）・（注 3） （略） （注 4）銀行法改正（令和 3 年 11 月施行）により、法第 16 条の 2 第 1 項第 14 号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第 16 条の 4 第 8 項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。 V－3－3－1 子会社等の業務の範囲 （1）銀行の子会社が営む従属業務（法第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、本監督指針Ⅲ－3－3－4 等に沿って適切な対応を行っているか。 （削除）

現行	改正案
の基準を定める件」(平成 14 年告示第 34 号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様であることに留意する。 (2) 銀行の子会社が営む金融関連業務(法第 16 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)等については、以下の範囲となっているか。 ①～⑤ (略) (新設) (3) 銀行の特定子法人等(特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。)及び特定関連法人等(特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社(法第 16 条の 2 第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。 例えば、保険専門関連業務(同条第 2 項第 4 号に定める保	(2) 銀行の子会社が営む金融関連業務(法第 16 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)等については、以下の範囲となっているか。 ①～⑤ (略) <u>⑥</u> 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等 投資専門子会社による施行規則第 17 条の 2 第 14 項第 2 号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。 (3) 銀行の特定子法人等(特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。)及び特定関連法人等(特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。 ① 銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社(法第 16 条の 2 第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。 例えば、保険専門関連業務(同条第 2 項第 4 号に定める保

現行	改正案
陰専門関連業務をいう。)を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。 なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの（以下③において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。 ② 従属業務を専ら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等（以下「従属先法人等」という。）の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が 100 分の 50 を上回っている場合には、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 ③ （略） ④ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平	陰専門関連業務をいう。)を営む会社については、銀行が保険会社を子会社としている場合等に限り、銀行の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。 なお、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、信託業務を営む銀行（本体で不動産業務を営む者に限る。）の特定子法人等又は特定関連法人等で現に一般向け不動産業務を営むもの（以下②において「特定法人」という。）の当該業務については、銀行の特定子法人等及び特定関連法人等が営むことができる業務に含まれることに留意する。 （削除） ② （略） ③ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。ただし、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平

現行	改正案
成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。 なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記②の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限る、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 （注） （略）	成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。 なお、金融システム改革法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。 （注） （略）
V－3－3－2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。	V－3－3－2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の業務は、他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下「代理等」という。）に限られているか。 （注 1）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。 （注 2）銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。

現行	改正案
(1) 当該会社の業務は以下に限られているか。 他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下、「代理等」という。） （注1）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。 （注2）銀行が不動産業務を営むことができないことにかんがみ、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。 （注3）担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第17条の3第1項第24号に規定する会社以外は認められないことに留意する。 (2) 当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たしているか。	<u>（注3）担保財産の取得・保有・管理及び売却は、施行規則第17条の3第1項第24号に規定する会社以外は認められないことに留意する。</u> （削除） （削除）
V-3-3-4 銀行業高度化等会社 (1) 基本的な考え方 銀行は、<u>法第16条の2第1項第12号の3に掲げる会社（以下「銀行業高度化等会社」という。）</u>に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より	V-3-3-4 他業銀行業高度化等会社 (1) 基本的な考え方 銀行は、<u>法第16条の2第1項第15号に掲げる会社（施行規則第17条の5の3に規定する会社を除く。以下「他業銀行業高度化等会社」という。）</u>に対して基準議決権数を超過して出資することが認められている。これは、銀行グループにおいて、将来的に様々

現行	改正案
柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては<u>銀行業の高度化や利用者の利便の向上</u>に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 他方で、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>本業専念による効率性の発揮、他業リスクの回避</u>、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 （新設） （２）認可審査にあたっての留意点 <u>銀行業高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>銀行法施行規則</u>第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ① 出資額 出資額の適切性については、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を申請する銀行（以下（２）から（３）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行	な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、銀行グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては<u>銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。 他方で、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可申請があった場合には、銀行グループに他業禁止の規制が課されている趣旨である、<u>他業リスクの回避</u>、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった要請を踏まえ審査を行う必要がある。 <u>（注）</u>銀行法改正（令和３年 11 月施行）により、他業銀行業高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、他業銀行業高度化等会社における不動産業務の取扱いとは改正前と変わらないことに留意すること。 （２）認可審査にあたっての留意点 <u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可の審査基準は、<u>施行規則</u>第17条の5の2第2項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。 ① 出資額 出資額の適切性については、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を申請する銀行（以下（２）から（３）において「申請銀行」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断

現行	改正案
う。<u>銀行業高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。 ② 出資比率等 <u>銀行業高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>銀行業高度化等会社</u>においても、銀行グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。 また、<u>銀行業高度化等会社</u>に対する銀行の支配力が及ばない場合、<u>銀行業高度化等会社</u>のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、<u>銀行業高度化等会社</u>の業務が、<u>銀行業の高度化又は利用者の利便の向上</u>に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。 ③ 業務の内容 申請銀行は、認可の申請に際しては、<u>銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容を明確にする必要がある。 <u>銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容に関し、<u>銀行業高度化等会社</u>は、<u>銀行業の高度化や利用者の利便の向上</u>に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀行業務に弊害等を及ぼす	を行う。<u>他業銀行業高度化等会社</u>に対する出資が全額毀損した場合の影響については、銀行グループへの自己資本比率への影響等の審査を行う。 ② 出資比率等 <u>他業銀行業高度化等会社</u>を子会社等とする場合、<u>他業銀行業高度化等会社</u>においても、銀行グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。 また、<u>他業銀行業高度化等会社</u>に対する銀行の支配力が及ばない場合、<u>他業銀行業高度化等会社</u>のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務が、<u>銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。 ③ 業務の内容 申請銀行は、認可の申請に際しては、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容を明確にする必要がある。 <u>他業銀行業高度化等会社</u>の営む業務の内容に関し、<u>他業銀行業高度化等会社</u>は、<u>銀行業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等</u>に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が銀

現行	改正案
場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 また、<u>銀行業高度化等会社</u>の業務を営むにあたり子会社対象銀行等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、<u>銀行業高度化等会社</u>が<u>銀行法施行規則</u>第 17 条の 5 に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、<u>銀行業高度化等会社</u>が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 ④ 申請銀行の業務への影響等 <u>銀行業高度化等会社</u>の業務の内容が、<u>銀行業の高度化</u>や<u>利用者の利便の向上</u>に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請銀行の業務に支障を来す著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可をすることができない点に留意する（例えば、	行業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。 また、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務を営むにあたり子会社対象銀行等の業務を併せ営むことが必要となる場合には、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、<u>他業銀行業高度化等会社</u>が<u>施行規則</u>第 17 条の 5 に定める子会社対象銀行等の認可を受けずに子会社対象銀行等の業務を営むことや、子会社対象銀行等が他業を営むために<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象銀行等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、<u>他業銀行業高度化等会社</u>が子会社対象銀行等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。 <u>なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。</u> ④ 申請銀行の業務への影響等 <u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務の内容が、<u>銀行業の高度化</u>、<u>利用者の利便の向上</u>又は<u>地域活性化等</u>に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請銀行の業務に支障を来す著しいおそれが認められるときは、出資額の大小にかかわらず、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可をすることができな

現行	改正案
<u>銀行業高度化等会社</u>のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。 (3) 出資後の管理等 銀行が、<u>銀行業高度化等会社</u>の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該銀行は<u>銀行業高度化等会社</u>の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、<u>銀行業高度化等会社</u>の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや銀行グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。 なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。 V－3－3－5 銀行の海外における子会社等の業務の範囲 (1) ～ (3) (略) (4) 銀行が、<u>法第16条の2第1項第7号から第11号に掲げる会社</u>（同号に掲げる会社にあつては、<u>外国の会社に限る。</u>）又は同条第4項に規定する特例対象持株会社（以下、総称して「<u>銀行業を行う外国の会社等</u>」という。）を子会社とするため、同条第7項の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書	い点に留意する（例えば、<u>他業銀行業高度化等会社</u>のコンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクの波及により、申請銀行の固有業務の運営に支障が生じたり、銀行グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。 (3) 出資後の管理等 銀行が、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該銀行は<u>他業銀行業高度化等会社</u>の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、<u>他業銀行業高度化等会社</u>の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや銀行グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。 なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。 V－3－3－5 銀行の海外における子会社等の業務の範囲 (1) ～ (3) (略) (4) 銀行が、<u>法第16条の2第6項第1号に規定する子会社対象外国会社又は同号に規定する外国特定金融関連業務会社</u>（以下、総称して「<u>子会社対象外国会社等</u>」という。）を子会社とするため、<u>同条第4項（同条第7項で準用する場合を含む。以下この（4）において同じ。）</u>の認可申請がなされた場合、理由書

現行	改正案
類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。 ① <u>銀行業を行う外国の会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別</u> ② (略) ③ ①に記載する会社を子会社とした日から<u>5年以内に、当該会社を子会社でなくなるようにするために講ずることを予定している所要の措置の内容</u> なお、銀行の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、<u>銀行業を行う外国の会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合その他銀行業を行う外国の会社等</u>が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できない場合は、<u>同項の認可をすることができないことに留意すること。</u> ※ 上記の取扱いは、銀行持株会社が、<u>法第52条の23第1項第</u>	その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。 ① <u>子会社対象外国会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別</u> ② (略) ③ ①に記載する会社を子会社とした日から<u>10年が経過するまでに、講ずることを予定している所要の措置の内容</u> <u>具体的には、(a)法第16条の2第8項の承認を受ける、(b)議決権の売却、会社の清算等により当該会社が銀行の子会社でなくなるようにする、(c)当該会社の業務のうち子会社対象会社が営むことができない業務の廃止、当該業務に係る事業譲渡等により当該子会社を子会社対象会社とするための措置を講じたうえで、当該子会社対象会社となった会社を子会社とするために必要な認可等を受ける方法が考えられる。</u> なお、銀行の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、<u>子会社対象外国会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合、当該子会社対象会社以外の会社が国内において子会社対象会社の営むことができない業務を営んでいる場合など業務範囲規制の潜脱となるおそれがある場合その他子会社対象外国会社等</u>が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できない場合は、<u>法第16条の2第4項</u>

現行	改正案
6号から第10号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。）又は同条第3項に規定する特例対象持株会社を子会社とするため、同条第6項の認可申請がなされた場合にも準用することとする。 （新設）	の認可をすることができないことに留意すること。 また、外国特定金融関連業務会社には、法第16条の2第6項第1号において「主として」という要件があるが、当該要件の充足の判断は、総収入の50%以上を施行規則第17条の5の4に規定する業務（リース業務、貸金業務等）から生じる収入が占めているか否かで判断することとする。なお、当該要件を維持するために必要な態勢整備が確認できない場合は、法第16条の2第4項の認可をすることができないことに留意すること。 ※ 上記の取扱いは、銀行持株会社が、法第52条の23第5項第1号に規定する子会社対象外国会社又は同号に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社とするため、同条第3項（同条第6項で準用する場合を含む。）の認可申請がなされた場合にも準用することとする。 （5）法第16条の2第6項の趣旨は、国際競争力の強化を目指す銀行・銀行グループによる機動的な買収を実現し、現地において一体として付加価値を創造してきた外国会社・外国会社グループを不合理なかたちで分離・解体することを強いられないようにする観点から、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、業務範囲規制にかかわらず、当該会社を10年間子会社とすることができるようにするものである。 また、法第16条の2第8項において、金融庁長官の承認を得て、子会社対象会社以外の外国の会社を恒久的に子会社とする

現行	改正案
(5) <u>法第16条の2第4項の趣旨は、銀行業を行う外国の会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、当該会社が子会社でなくなるよう銀行が所要の措置を講じることを前提として、子会社の業務範囲規制の適用を例外的に5年間猶予するものである。また、金融庁長官の承認</u>	ことができる旨が定められているのも同様の趣旨による（以下、法第16条の2第8項に基づく承認を「恒久化承認」という。）。 恒久化承認に当たっては、法第16条の2第9項に基づき、現に子会社としている子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして当該会社の継続保有が必要であると認められる場合に該当するかを審査することとなるが、例えば、以下のような事項を考慮することが考えられる。 ① 子会社対象会社以外の外国の会社が実施している業務やリスクの内容 ② 現地グループにおける子会社対象外国会社の業務又は外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務とのシナジー、現地当局の要請・指導との整合性等、上記①の業務が現地グループにおいて必要とされている理由 ③ 現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける上記①の業務の取扱いの状況 なお、考慮できる事項は必ずしも上記①から③の事項に限定されるものではないことに留意する。 (6) <u>恒久化承認を得ない場合には、10年の猶予期間内に、子会社対象会社以外の外国の会社について所要の措置を講じる必要があるが、金融庁長官は、同条第10項各号に掲げる事情がある場合には当該猶予期間を1年間延長し、又は再延長することもできる。この場合において、同項各号の「やむを得ない事情」</u>

現行	改正案
<u>を得て、子会社対象会社以外の会社を5年を超えて子会社とすることができるのは、同条第6項各号に掲げる事情がある場合に限定されているのも同様の趣旨による。これらを踏まえると、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。</u> ①・② （略） <u>同条第4項の規定は、子会社業務範囲規制の例外規定であることから同条第5項の承認申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（承認後1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</u> ※ 上記の取扱いは、<u>法第52条の23第4項及び第5項にも準用することとする。</u> <u>（6）V-3-3-5（1）にかかわらず、銀行が、銀行業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等（子会社を除く。以下この（6）において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とするが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等でなくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する。</u>	とは、例えば以下の事情が考えられる。 ①・② （略） <u>同条第10項の申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（1年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。</u> ※ 上記の取扱いは、<u>法第52条の23第7項から第9項までにも準用することとする。</u> <u>（7）V-3-3-5（1）にかかわらず、銀行が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等（子会社を除く。以下この（7）において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、V-3-3-5（4）に準じた対応が必要となる点に留意する。</u> なお、銀行が<u>子会社対象外国会社等</u>を子法人等又は関連法人

現行	改正案
なお、銀行が<u>銀行業を行う外国の会社等</u>を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。 ※ なお、銀行持株会社の子会社等（子会社を除く。）についても、上記に準じた取扱いを行うものとする。 V－3－4 議決権の取得等の制限 （１）法第16条の4第2項ただし書又は法第52条の24第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。 なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅲ－2－3－2－1－2（７）を参照すること。 ① （略） ② 以下の場合における法第16条の4第3項又は第52条の24第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。 イ. （略） ロ. <u>法第16条の2第1項第12号の2</u>又は<u>法第52条の23第1項第11号の2</u>に規定する会社（いわゆる事業再生を行う会社）の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であって当該議決権を処分することができないため、<u>施行規則第17条の2第11項各号に定める期間（3年（原則）又は5年（中小企業者））</u>を超	等とすることにより、子会社対象会社以外の外国の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。 ※ なお、銀行持株会社の子会社等（子会社を除く。）についても、上記に準じた取扱いを行うものとする。 V－3－4 議決権の取得等の制限 （１）法第16条の4第2項ただし書又は法第52条の24第2項ただし書の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。 なお、株式の保有に関するリスク管理については、Ⅲ－2－3－2－1－2（７）を参照すること。 ① （略） ② 以下の場合における法第16条の4第3項又は第52条の24第3項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。 イ. （略） ロ. <u>法第16条の2第1項第13号</u>又は<u>法第52条の23第1項第12号</u>に規定する会社（いわゆる事業再生を行う会社）の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であって当該議決権を処分することができないため、<u>施行規則第17条の2第12項各号に定める期間（3年（原則）又は10年（中小企業者））</u>を超えて保有

現行	改正案
えて保有する場合。 (注) (略) (2) その他の注意事項 ① (略) ② 法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号又は第 52 条の 23 第 1 項第 11 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」(いわゆるベンチャービジネス会社)が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の<u>導入</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の<u>導入等及び研究開発段階にとどまる事業</u>については含まれないことに留意する。 ③ 施行規則第 17 条の 2 第 6 項各号に規定する「開始の日」とは、既に事業を行う会社が同項第 1 号に規定する新事業活動を開始する場合(いわゆる第二創業の場合)に、当該会社がその開始を決定した日をいう。 ④ 法第 16 条の 4 第 7 項又は法第 52 条の 24 第 7 項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社として、<u>施行規則第 17 条の 2 第 7 項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超</u>	する場合。 (注) (略) (2) その他の注意事項 ① (略) ② 法第 16 条の 2 第 1 項第 12 号又は第 52 条の 23 第 1 項第 11 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」(いわゆるベンチャービジネス会社)が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の<u>導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用</u>その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の<u>導入等</u>については含まれないことに留意する。 (削除) ③ 法第 16 条の 4 第 7 項又は法第 52 条の 24 第 7 項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社として、<u>施行規則第 17 条の 2 第 6 項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数</u>

現行	改正案
えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。 (新設) V-6 暗号資産に関する留意事項 V-6-2 主な着眼点 銀行グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、<u>銀行法施行規則</u>第13条の6の9及び同条の6の10に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。 ①～④ (略) VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点 (1)～(10) (略) (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持(預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等) ①～④ (略) ⑤ なお、外国銀行支店が預金業務を行うにあたっては、<u>銀行法施行規則</u>第30条の2第1号及び第2号の事項に加えて、イ. 当該預金商品が外国銀行の本国における預金保険制度の	を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。 ④ <u>施行規則</u>第17条の2第6項第9号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となりうることに留意する。 V-6 暗号資産に関する留意事項 V-6-2 主な着眼点 銀行グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、<u>施行規則</u>第13条の6の9及び同条の6の10に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。 ①～④ (略) VI 外国銀行支店の監督 VI-2 主な着眼点 (1)～(10) (略) (11) 預金者の保護その他の信用秩序の維持(預金業務を取扱う場合の外国銀行支店の免許時の審査基準及び監督上の留意点等) ①～④ (略) ⑤ なお、外国銀行支店が預金業務を行うにあたっては、<u>施行規則</u>第30条の2第1号及び第2号の事項に加えて、イ. 当該預金商品が外国銀行の本国における預金保険制度の

現行	改正案
対象となっているか否か、対象となっている場合にはその制度の内容 ロ．外国銀行支店の支払能力の最終的な源泉は外国銀行全体であり、当該外国銀行全体の健全性については当該外国銀行を所管する外国当局が監督していること 等、預金者にとって参考となる事項について、顧客の知識、経験等に応じた適切な説明を行う態勢が整備されているか検証する。	対象となっているか否か、対象となっている場合にはその制度の内容 ロ．外国銀行支店の支払能力の最終的な源泉は外国銀行全体であり、当該外国銀行全体の健全性については当該外国銀行を所管する外国当局が監督していること 等、預金者にとって参考となる事項について、顧客の知識、経験等に応じた適切な説明を行う態勢が整備されているか検証する。
Ⅶ 銀行業への新規参入の取扱い Ⅶ－１ 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等 Ⅶ－１－２ 銀行の財務や経営に影響力を有する株主が存在する銀行の免許申請について 銀行の開業後における収支や自己資本の充実状況の見込み（<u>銀行法施行規則</u>第１条の８第３項第２号及び第３号）を検証するに当たっては、それがどのような前提で策定されているかについても留意することとなるが、その際、銀行主要株主及び銀行に対し財務面や経営面でこれと同等の影響力を有する者（以下Ⅶ－１－２において「銀行主要株主等」という。）の銀行の経営悪化時における対応については、銀行の財務の健全性の判断要素となる。 具体的には、銀行主要株主等が銀行の経営悪化時の対応についてどのような検討を行っているか、また、銀行の財務内容が悪化した時に、銀行の財務の健全性維持に向けて銀行主要株主等が行う対応	Ⅶ 銀行業への新規参入の取扱い Ⅶ－１ 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等 Ⅶ－１－２ 銀行の財務や経営に影響力を有する株主が存在する銀行の免許申請について 銀行の開業後における収支や自己資本の充実状況の見込み（<u>施行規則</u>第１条の８第３項第２号及び第３号）を検証するに当たっては、それがどのような前提で策定されているかについても留意することとなるが、その際、銀行主要株主及び銀行に対し財務面や経営面でこれと同等の影響力を有する者（以下Ⅶ－１－２において「銀行主要株主等」という。）の銀行の経営悪化時における対応については、銀行の財務の健全性の判断要素となる。 具体的には、銀行主要株主等が銀行の経営悪化時の対応についてどのような検討を行っているか、また、銀行の財務内容が悪化した時に、銀行の財務の健全性維持に向けて銀行主要株主等が行う対応

現行	改正案
の内容について銀行主要株主等と銀行との間において確認がなされているか、といった点についても把握するものとする。 Ⅷ 銀行代理業 Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅷ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅷ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 (1)・(2) (略) (3)「規格化された貸付商品」(施行規則第 34 条の 37 第 3 号イ、<u>ロ</u>) 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地	の内容について銀行主要株主等と銀行との間において確認がなされているか、といった点についても把握するものとする。 Ⅷ 銀行代理業 Ⅷ－３ 銀行代理業者の監督に係る事務処理 Ⅷ－３－２ 許可申請に係る事務処理 Ⅷ－３－２－２ 許可の審査に当たっての留意点 Ⅷ－３－２－２－２ 業務遂行能力に関する審査 法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号の「銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、施行規則第 34 条の 37 第 3 号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。 審査は、許可申請書、法第 52 条の 37 第 2 項、施行規則第 34 条の 34 第 1 号から第 5 号、第 9 号、第 12 号から第 14 号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。 (1)・(2) (略) (3)「規格化された貸付商品」(施行規則第 34 条の 37 第 6 号ハ、<u>第 7 号ロ</u>) 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地

現行	改正案
のないものを指す。 (４) ～ (７) (略)	のないものを指す。 (４) ～ (７) (略)